

**鳥取県告示第 17 号**

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 1 月 12 日

鳥取県鳥取保健所長 長 井 大

名称	所在地	指定年月日
医療法人まつだ内科医院	鳥取市叶 284-1	平成 18 年 12 月 1 日
塩田医院	鳥取市源太 101-1	平成 18 年 12 月 4 日
あおぞら薬局	鳥取市桜谷 367-2	平成 18 年 12 月 25 日